

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第65回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和2年1月24日（金）13:58～14:28

於：総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、島村 博之、菅 美千世、清野 幾久子、

多賀谷 一照、藤沢 久美

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

長塩郵政行政部長、藤田郵政行政部企画課長

事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法
第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法
第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可について

【諮問第1193号】

開 会

○樋口分科会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

少々時間早いですけれども、おそろいですので、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の案件は諮問事項1件でございます。

諮問第1193号「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可について」、総務省から説明をお願いいたします。

○藤田企画課長 郵政行政部の企画課長をしています藤田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

ご説明は、先ほどありましたように、今日はまず、交付金・拠出金制度の概要、その次に、令和2年度の算定、最後に認可申請の審査結果、その順にさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の65-1の後ろのほうに、ページにしますと27ページになるのですが、そこに資料65-1-2の横組みのパワーポイントの資料がございますので、こちらからご覧ください。

27ページが表紙になっておりまして、最初のページでございますが、ホチキスで見にくいですが、右肩にもページ番号を付番しておりますので、その1ページ目になるのですが、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度についてでございます。

ご案内のとおり、我が国の郵便局は、全国津々浦々に設置され、郵便サービスや金融サービスを法令に基づくユニバーサルサービスとして行う他、地域住民の利便の増進に資する業務を行っております。

この業務の運営に当たっては、さまざまな効率施策にも取り組んでいるところではありますが、郵便局の設置につきましては、その設置基準を法令で定めているところであり、いずれの市町村においても1以上の郵便局を設置することや、過疎地においては民営化に移行した際のネットワーク水準を維持すること等が求められています。

この交付金・拠出金制度は、あまねく設置された郵便局を通じて行うユニバーサルサービスの提供に支障が生じないように、安定的に維持されることを目的に、平成30年6月に成立した法律に基づく制度ということになってございます。

具体的な制度の概要はこの図にありますとおりでございますが、実際の運用は平成31年、本年度の4月から、独立行政法人の郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構——機構と申し上げますが——が、日本郵便への交付金の交付、関連銀行と関連保険会社、それぞれゆうちょ銀行、かんぽ生命になるわけでございますが、これら2社からの拠出金の徴収といったことを実施しております。来年度は、この制度開始から2年目ということになります。

機構は、この交付金の額と拠出金の額を算定し、その額、交付の方法、徴収の方法につきまして、総務大臣の認可を受けなければならないと法律で定められております。その認可に際しては、本審議会の諮問が必要な事項となっており、このたび、来年度、令和2年度の交付金・拠出金の額等について機構から認可申請がございましたことから、本日諮問させていただき次第でございます。

それでは29ページの法令上の交付金の算定方法についてご説明します。

交付金の額は、上段の囲みの中の式のように、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用から日本郵便に係る案分額を引いたものになっています。日本郵便に係る案分額を引くというのは、関連銀行・関連保険会社のほか、実は日本郵便も郵便局ネットワーク維持のために不可欠な費用負担をしなければならない一方、交付金の交付を受けて実際にネットワークをしていくのは日本郵便自身ということでございますので、その部分は交付するという行為を省略しているということでございます。

この不可欠な費用の算定方法は総務省令に定まっております、その概要にございますけれども、①と②を合計する方法となっております、①は、約2万局ある郵便局から成る郵便局ネットワークを、最小限度の規模の郵便局により構成するとした場合におけるアからエの費用で、人件費、賃借料、工事費、現金輸送管理に要する費用、固定資産税等が入っております。

②というのは、別に約4,000局を委託で行っております簡易郵便局でございますが、ここにおいて、基本的な役務を行うために要する費用を入れるということになっております。

次のページにお移りください。30ページです。

法令上の拠出金の算定方法についてでございます。拠出金の額とは、先ほど算出しましたユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用に、事務を行っております独立行政法人の機構の事務費を加えた額を、各業務において、郵便局ネットワークの利用度合いに応じて案分し、その額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額が拠出金ということになります。下段はそのイメージを記載しているところでございます。

それでは次に、令和2年度の算定につきましてご説明していきたいと思っております。次の31ページをご覧くださいと思います。

省令に従って算出しております、単位が円単位、最後は100円未満を切り捨てということになっておりまして、数字が見にくくて大変申し訳ございません。

今回、独立行政法人の機構において具体的な金額を算出したところ、交付金の額は2,934億円になり、これは不可欠な費用の額4,258億円から日本郵便に係る案分額1,323億円を引いたものということになったものでございます。不可欠な費用の各内訳、算定方法ですが、今年度、算定しておるわけでございますが、その算定方法を変更する事情変更も特段ございませんでしたので、同じ算定方法を採用しております。

具体的には、真ん中、ピンク色のところでございますように、郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局、すなわち、局長1人と職員1人から成る合計2名の局により構成したものと仮定した場合におけるアからエの費用を算定することとしておりまして、人件費につきましては、管理者1名、窓口職員1名おのおのの人員費単価に直近の郵便局数約2万局を乗じて算定しております。賃借料の維持費につきましては、2名局の郵

便局舎の規模をモデル的に算定しまして、その2名局における郵便局の維持に要する費用、賃借料、工事費、水道光熱費等を算出しておるところでございます。それから、現金輸送管理に関する平均的な費用や、税も併せて2名規模の郵便局舎における固定資産税とか事業所税を算定しておるところでございます。これらの郵便局における費用に加えまして、簡易郵便局に関する費用として、日本郵便が簡易郵便局の受託者に支払っております各種の窓口業務の受託手数料の基本額、これに直近の簡易郵便局数を乗じて算出しておるものでございます。

次は拠出金でございます。32ページをご覧ください。

これは不可欠な費用、先ほどのページで算出した4,258億円に、機構の事務として0.6億円を加えたものが合計額になるわけでございますが、こちらを各窓口業務において見込まれる利用の度合いに応じて案分しております。その案分の方法については、昨年と同様でございます。中央の赤の点線囲みの中のとりの考え方で案分しております。その結果、得られた案分額が右側にごさしまして、その中の関連銀行と関連保険会社に係るというのが拠出金の額ということになるわけでございます。

最後に、次の33ページをご覧ください。今回、総務大臣として認可すべきものは、今申しあげました交付金の額、拠出金の額に加えまして、それらの交付方法や徴収方法も認可の対象となっております。交付金の交付方法でございますけれども、(1)から(4)まででございますが、交付の手段につきましては、日本郵便名義の金融機関の口座に交付金を機構から毎月分割して払い込むこととしております。4月だけ若干数字が違っておりますが、これは原則として12分割したものに、機構の事務費というものは4月に一括して計上するというところになっております。

また、安全管理措置につきましては、交付金を安全に管理するために必要な措置をとるということになってございまして、具体的には、非開示情報でございますが、赤囲いになっておりでございますが、きちんと対応されているということでございます。

拠出金についても、徴収方法でございますが、これは(1)から(4)でございますように、徴収手段につきましては、関連銀行、関連保険会社から機構名義の口座へ払い込むことで徴収することとしてございまして、安全管理措置につきましても交付金の措置と同様でございます。

こちらの横表では最後のページの7ページ、これは今年度と比較した概要を総括的につけさせていただいております。今年度との比較で見ますと、交付金、拠出金とも微減ですが、おおむね同額ということでございます。計算方法も同じということでございます。微減の理由を申し上げますと、不可欠な費用につきましては、郵便局数、主として今回、簡易郵便局ですが、その局数が減少したこと、それから、業務効率化を進める中で、維持管理費の実績が減少したということが理由でございます。

それから、拠出金が減少したことは、ゆうちょ銀行の口座数とかんぽ生命の保険の保有契約件数の減少したこと等が影響しまして、昨年度より微減しているという状況でございます。

以上が概要と令和2年度の拠出金の額の考え方でございます。

これを受けまして、総務省としての審査結果でございますが、ページを前に戻っていただきまして、全体のページで言いますと、3ページ目以降が審査結果になっておりま

す。

審査に当たっては、関係の法令に基づき審査を行ったところでございます。

3 ページのまず1、交付金の額と交付方法は、交付金の額が法律等の規定による方法に基づき算定されているかということでございまして、(1)の交付金の額が、不可欠な費用の額から、日本郵便株式会社に係る額を控除して得た額とされているということ、それから、(2)の不可欠な費用の額が適切に算定されているかということでございますが、ともに先ほどご説明させていただきましたとおりでございまして、適正に算定されていると考えております。

次に、4 ページの中ほどになりますが、2の交付方法が適切かということでございまして、交付方法が、郵便局ネットワークの維持の観点から、計画的にかつ適切に行われ、また、安全管理するための措置も講じられているということで適切であると考えております。

3は、形式でございまして、申請が法や省令の規定に適合しているかということでございますが、申請書は法令で求められております必要な記載、添付資料、書類であることから適合すると考えておるところでございます。

ページおめくりいただきまして、次に拠出金の額、徴収方法でございまして、こちらにつきましても、拠出金の額が法令の規定に基づいて算定しているかにつきまして、(1)の拠出金の額が不可欠な費用の額と機構の事務費に相当する額の合計額を利用度合いに応じて案分して得た額のうち、銀行・保険に係る額とされているかということで、先ほどご説明したとおりでございまして、そのようになっていると考えております。

その拠出金の徴収方法につきましても、6 ページの上になりますけれども、交付金の交付に支障のない方法で拠出金が徴収されているかにつきまして、ルールを定めて適切に徴収していることとしており、また、拠出金を安全に管理するための措置も講じられていることから、適切と考えております。

3の申請が法令に適合しているかにつきましても、先ほどと同様に必要な記載、あるいは書類が整えられているということでございました。

以上の結果、総務省としましては、認可が適当と判断し、機構に対し、申請のとおり認可することとしたいとしまして、本日諮問させていただいたものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ、藤沢委員。

○藤沢委員 知識がなくて、教えていただきたいのですが、今回の議案については賛成いたしますけれども、将来的なことを考えたときに、案分の比率が貯金口座数であったり保有契約数となっていて、もし今のかんぽの問題とかがあって大幅にかんぽの契約数が減ったときに、おそらく郵便局の維持費はあまり変わらないと考えると、案分でいくと、銀行業務と窓口業務と郵便の窓口業務の案分率が上がって行って、ものすごい負担が増えちゃうかもしれないというふうなことに関しては、何か手の打ちようとか、何か考えていらっしゃるのかというのを教えていただきたい。

○樋口分科会長 藤田企画課長お願いします。

○藤田企画課長 ご指摘、どうもありがとうございます。

まだ何ら考えておるところではございませんが、そのときは、制度の趣旨に照らして、今はこの案分方法を採用しておりますけれども、ユニバーサルサービス維持のための制度でございますので、それが維持できるような案分方法をご指摘のように考えていくものと思っております。ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○藤沢委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 他にどなたかご意見、ご質問ありませんか。

多賀谷先生。

○多賀谷委員 案分のところですが、一番上のところは、窓口業務については契約数なり口座数で、それで保険が1桁少ないというのはわかるのですが、専有面積等といいますか、普通の郵便局で保険の窓口というのはあまりないような気がしますし、郵便と貯金の場合には、まさに窓口に来てきて業務が行われるというのが業務の本質なのですが、保険はそうではなくて、外回りをするのですよね。その違いをどういうふうにここで計算されているのでしょうか。

○藤田企画課長 ありがとうございます。先生ご指摘のように、利用に供する部分と、例えば窓口以外のバックオフィス、利用料と比例しないものに分けてやっております。あくまでこれは郵便局ネットワークを維持するといいますか、郵便局の最低限の窓口業務を維持するため、それを拠出いただいて交付するという仕組みでございまして、例えば保険は、実際は先生おっしゃいますように、バイクに乗って各家庭を回ることも実際あるのですが、そこに対する費用というのは、ここでは見ていない。窓口を開けておいて、そこに来てくださるお客様に対応できるような、そこは最低限のユニバーサルサービスのラストの部分だと考えまして、その費用の案分ということになっています。

○樋口分科会長 カウンターにおける郵便業務と貯金業務と保険業務の3業がカウンターにありますと、この3業のカウンターのある一定のスペースを計算されているということ。

○藤田企画課長 そうです。郵便で言いますと、郵便の配達とか、それはここには入っていないです。保険の外務員が回る費用とか、それも入っていないです。

○多賀谷委員 長期的に郵便の役割というのがかなり変わっていくといいますか、どんどん通数も減ってきますけれども、全国で郵便局が2万4,000あって、離島等にも郵便局が1つずつある、その価値自体をどういうふうに計算して入れるのかというのが一番難しい話というような気がしますし、例えばオンライン的な業務を一部やることになって、この計算が不利になると、それはおかしい気がするのですが、何が不可欠設備というか、やっぱりそこに郵便局がある、離島等にあるということの意義をもう少し計算できないかなという気がするのですが。

○樋口分科会長 原則としましては、対面のビジネスをカウンターで行うということであり、ユニバーサルサービスがそこにあるということとを今、前提条件として考えていると。

○多賀谷委員 コンビニ等は都市部に集中しているけれども、郵便局は全国にあまねくあるということの価値をどういうふうにか考えるか。そういう意味では、勝手なことを言

いますけれども、都市部にある郵便局よりも、離島にある郵便局は価値が高いのではないかという気が私はしますけれどもね。そういう形で議論をしないと、今でも郵便局数を減らせばいいんだという勝手な理屈で経済系の議論が聞こえてきますけれども、それに対抗するような議論をいずれかはしなければいけないのだろうという気がします。

○藤田企画課長 ありがとうございます。今の多賀谷先生のご指摘は、10ページに条文と法律と法令の規則をつけさせていただいております、10ページの日本郵便株式会社法施行規則の郵便局の設置基準等という第4条がございまして、第4条の第1項の中には、会社は、いずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければいけないものとするがあります。それから、第2項の中を見ますと、郵便局の設置の、前項の基準によるほかということその他の基準も書いておるわけですが、地域住民の需要に適切に対応することができるように設置されていることとか、交通、地理その他の事情を勘案して、住民が容易に利用できる位置に設置すること、さらに加えて、今先生がおっしゃいましたような過疎地においては、今回、民営化の法律の施行の際にあった郵便局ネットワークの水準を維持することと、こういったこともありまして、実際、郵便局数も、民営化した時点から比べまして、民営化当初は2万4,540ありましたが、今、令和元年の8月末の直近のこの数字で見ましても、2万4,369ということで、ほぼ変わらない数字は維持しております、今回、この算定は、仮定で算定していますが、一つ一つのどのくらいお金がかかっているかということの積み上げではなくて、最低限2人の人が働いて、それに関するコストは、ちゃんと交付金という形で入れておきましょうということで作られた制度であると認識しています。

○樋口分科会長 多賀谷先生のご懸念は、当該市町村において1つ以上設置されている場合ということで、最近市町村合併があるので、そこで数が減らせるというところの価値は、減らしちゃまずいのではないかというところの価値を何とかつけられないかという話なので、これは将来的に考えていただいて。

○多賀谷委員 一般的には、合理化するために、過疎地の郵便局を減らしたほうが経済的ではありますが、逆に、都市部の郵便局をある程度合理化して、過疎地は残すほうが国益に合致すると思うのですけれども、しかし、それで赤字になったらどうするのかということで、経済学者の意見に反論しなければならない。

○樋口分科会長 済みません、経済学者です。

例えばいわき市あたりは、聞くところによると、香川県と同じ広さだということをおっしゃっていますので、このルールで言うと、いわき市は1.1でいいわけですがけれども、香川県の大きさの市に1.1郵便局を持っていけばいいという話になると、経済的に統合したほうがいいかもしれないということをやられると、それは利便性が大幅に窮屈になるので、そういう意味での数店舗を置くというところでの価値について、交付金をどう算定してということですね。

○多賀谷委員 そうです。だから、どんどん過疎化して行って、人口が減ってきたときに、法律ができたときの水準を維持するということですね。そういう人口が減った場合に、郵便局を、どういうふう維持するように組み直したら国益に合致するかということを実際に議論しなきゃいけないですね。

○藤田企画課長 いろいろなお指摘をいただきましてありがとうございます。そこはす

ごく難しい問題で、日本郵便もいろいろ考えておるところでございまして、彼らは独立採算で事業を今やっておりますから、ちゃんとユニバーサルサービスを維持できるように経営としてもしっかりやっていかなきゃいけない。郵便局を残す以上は、それに付加価値を高めていくというのが1つの選択肢でして、例えばいろいろ事例で言いますと、銀行がだんだん撤退していく中、農協が撤退していく中で、そのATM等を郵便局が引き受けるとか、また、無人駅がある地域があったら、駅舎と郵便局を合築にして、手数料部分を増やしていくとか、自治体もだんだん支所とかの規模を縮小させていく方向にありますから、自治体事務を受け入れるとか、そういった地域に残されたいろいろな需要をよく調べて、新たなビジネスチャンスを見つけていくということも日本郵便は今、工夫しているようでございます。

○樋口分科会長 ドイツとかイギリスが民営化したときの、その後ですけれども、やっぱり数千店舗、2,000とか店舗が全部閉鎖されて、お年寄りの年金受給がわざわざ電車に乗っていかなきゃいけないというふうなことはイギリスでもドイツでもあって、離島なんかは、そういうことになった場合には、地方分権の精神に反する事態が起りかねませんので、これはぜひしっかり議論していただいて、ユニバーサルサービスをしっかり維持していただくということは重要であろうと思います。

○多賀谷委員 アメリカは郵便局が国営のままなので、経済系の方はアメリカを避けて議論していないのですけれども、そこでもどうやって国営を維持しているかということを考えなきゃいけないですね。

○樋口分科会長 一部の経済学者ですから。

○多賀谷委員 一部の経済紙では今でもそういう議論がなされています。

○樋口分科会長 そうですね。彼らのグループだと思いますけれども。

他によろしいでしょうか。

他にご意見等ございませぬようでしたら、諮問第1193号については諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように答申することといたします。

本日用意された審議事項は1件でございますが、ほかにこの際、委員から何かご発言ありましたらお願いしたいのですが、如何でしょうか。よろしいですか。

では、事務局からありますか。

○事務局(佐藤) 次回の日程につきましては、委員の皆様それぞれ別途ご連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○樋口分科会長 わずか1件の審議で申し訳なく、本日の会議はこれで終了させていただきます。本当にどうもありがとうございました。

閉 会